

共済  
NEWS

公告広報

No. 148

## 公 告

平成28年三職共公告第8号

### 定款の一部変更等について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）及び三重県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年公告第12号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成28年3月31日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 大口 秀 和

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	平 松 和 代
電 話	(059) - 228 - 2938

別紙

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

第1条 三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の47.56」を「1,000分の46.69」に、「1,000分の5.52」を「1,000分の6.09」に、「1,000分の1.92」を「1,000分の2.09」に改める。

第40条の3中「1,000分の95.12」を「1,000分の93.38」に、「1,000分の11.04」を「1,000分の12.18」に改める。

第42条中「平成27年度」を「平成28年度」に、「1,985円」を「2,000円」に改める。

別表中 「紀南環境衛生施設事務組合  
菊狭間環境整備施設組合 を 「紀南環境衛生施設事務組合  
伊賀南部環境衛生組合 」 に改める。

第2条 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第12号）の一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成28年4月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の118.9」とあるのは「1,000分の93.38」と、「1,000分の13.8」とあるのは「1,000分の12.18」とする。

附 則（平成28年3月31日公告第8号）

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の3の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更新旧対照表 【第1条関係】

変 更 後							変 更 前						
(掛金及び負担金の額) 第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。							(掛金及び負担金の額) 第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。						
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	1,000 分の	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	1,000 分の	一般組合員	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	1,000 分の	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	1,000 分の
市町村長組合員	<u>分の</u>	<u>分の</u>		<u>分の</u>	<u>分の</u>		市町村長組合員	<u>分の</u>	<u>分の</u>		<u>分の</u>	<u>分の</u>	
特定消防組合員	<u>46.69</u>	<u>6.09</u>		<u>46.69</u>	<u>6.09</u>		特定消防組合員	<u>47.56</u>	<u>5.52</u>		<u>47.56</u>	<u>5.52</u>	
長期組合員	<u>1,000</u>	-	1.8	<u>1,000</u>	-	1.8	長期組合員	<u>1,000</u>	-	1.8	<u>1,000</u>	-	1.8
市町村長長期組合員	<u>分の</u>	-		<u>分の</u>	-		市町村長長期組合員	<u>分の</u>	-		<u>分の</u>	-	
2 (略)							2 (略)						
(任意継続掛金の額) 第 40 条の 3 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に <u>1,000 分の 93.38</u> を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 12.18</u> を乗じて得た額とする。							(任意継続掛金の額) 第 40 条の 3 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に <u>1,000 分の 95.12</u> を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 11.04</u> を乗じて得た額とする。						
(資金の繰入れ) 第 42 条 <u>平成 28 年度</u> における地方公務員等共済組合法施行規程							(資金の繰入れ) 第 42 条 <u>平成 27 年度</u> における地方公務員等共済組合法施行規程						

変 更 後	変 更 前
<p>(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,000 円</u>とする。</p> <p>別表  (略)  <u>紀南環境衛生施設事務組合</u></p> <p><u>伊賀南部環境衛生組合</u>  (略)</p>	<p>(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,985 円</u>とする。</p> <p>別表  (略)  <u>紀南環境衛生施設事務組合</u>  <u>菊狭間環境整備施設組合</u>  <u>伊賀南部環境衛生組合</u>  (略)</p>

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更の一部変更新旧対照表 【第2条関係】

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">附 則（平成 27 年 9 月 30 日公告第 12 号）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>前項の場合において、平成 27 年 10 月 1 日前に退職した任意継続組合員の平成 28 年 4 月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第 40 条の 2 の規定の適用については、「施行令第 48 条第 3 項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 172 条第 3 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）第 1 条の規定による改正前の施行令第 48 条第 3 項各号」と、「1,000 分の 118.9」とあるのは「1,000 分の 93.38」と、「1,000 分の 13.8」とあるのは「1,000 分の 12.18」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則（平成 27 年 9 月 30 日公告第 12 号）</p> <p>1～4 略</p>